

令和7年4月1日
学校法人 尚美学園

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2 内 容

目標1 所定外労働時間の削減のための措置を講ずる

<対策> 令和7年4月～

- ① 所定外労働時間が1か月30時間以上の月が連続して3か月以上の教職員がいた場合、本人及び所属長へのヒアリング調査を行う。
- ② 上記①のヒアリング調査の結果、必要な場合には、当該部署及び教職員の業務分担の見直し並びに業務の再設計を行う。

目標2 年次有給休暇の取得促進のための措置を講ずる

<対策> 令和7年4月～

- ① 毎月全教職員の年次有給休暇取得状況を把握する。
- ② 上記①の結果、年間を通し年次有給休暇取得率が他の教職員と比較し極めて低い教職員がいた場合、本人及び所属長へのヒアリング調査を行い、取得率向上を呼びかける。必要な場合には、当該部署及び教職員の業務分担の見直し並びに業務の再設計を行う。

目標 3 育児休業制度の利用を促進し、計画期間中に育児休業の取得状況を

男性取得率 30%以上、女性取得率 90%以上とする。

<対策> 令和7年4月～

- ① 育児休業等及び母性健康管理の措置に関する諸制度の内容・手続きについて、教職員に周知・啓発する。
- ② 産前・産後休業後に復帰する教職員及び育児休業後に復帰する教職員について、本人の希望に応じて、所定外労働の免除、勤務時間の短縮など、仕事と子育ての両立を支援する。
- ③ 男性教職員の「育児休業等取得率」又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の状況並びにフルタイム労働者の一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間の状況を確認のうえ、必要に応じて育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。